

佐賀県環境審議会鳥獣部会

日時 令和6年(2024年)9月26日

1. 議事

議案1 佐賀県環境審議会鳥獣部会部会長の選任について

議案2 黒髪山鳥獣保護区黒髪山特別保護地区ほか2地区の指定に
ついて

2. その他

議案 1 佐賀県環境審議会鳥獣部会部会長の選任について

佐賀県環境審議会鳥獣部会の委員変更に伴う部会長の選任について、
友田 喜幸 氏を新たに佐賀県環境審議会鳥獣部会部会長に選任することを承認願いたい。

議案 2 黒髪山鳥獣保護区黒髪山特別保護地区ほか 2 地区の指定について

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第 29 条第 1 項の規定および「佐賀県第 13 次鳥獣保護管理計画」に基づき指定している黒髪山鳥獣保護区黒髪山特別保護地区ほか 2 地区について、本年 10 月 31 日をもって指定存続期間が終了する。

については、別添佐賀県鳥獣保護区特別保護地区再指定計画書のとおり当該特別保護地区を再指定することを承認願いたい。

- ・ 黒髪山鳥獣保護区黒髪山特別保護地区（武雄市）
- ・ 黒髪山鳥獣保護区竜門ダム特別保護地区（有田町）
- ・ 多良岳鳥獣保護区多良岳特別保護地区（太良町）

佐賀県指定
黒髪山鳥獣保護区黒髪山特別保護地区

再指定計画書

令和6年7月26日

佐賀県

1 鳥獣保護区特別保護地区の概要

(1) 鳥獣保護区特別保護地区の名称

黒髪山鳥獣保護区黒髪山特別保護地区

(2) 鳥獣保護区特別保護地区の区域

武雄市山内町の市道宮野線と市道乳待坊線との交点から檜平谷に沿って400メートル上流へ遡った地点にある砂防壁の南端を起点とし、起点から市道乳待坊線を南へ進み大字宮野字古場1883番2地先に至り、同所と雌岩南端とを直線で結ぶ線に沿って雌岩南端に至り、同所と黒髪山山頂とを直線で結ぶ線に沿って黒髪山山頂に至り、同所から有田町と武雄市山内町との境界を北西へ進み有田町と武雄市山内町の境界との交点に至り、同境界を北へ進み伊万里市と武雄市山内町の境界との交点に至り、同境界を北東へ進み立古場山山頂に至り、同山頂から支尾根筋を南東へ進み砂防壁の真北に至り、同所から南へ進み砂防壁北端を経て起点に至る線で囲まれた区域

(3) 鳥獣保護区特別保護地区の存続期間

現在 平成26年11月 1日～平成36年10月31日(10年間)
今回指定 令和 6年11月 1日～令和16年10月31日(10年間)

(4) 鳥獣保護区特別保護地区の指定区分

森林鳥獣生息地の保護区

(5) 鳥獣保護区の指定目的

当該地域は、黒髪山鳥獣保護区の中西部にあって、黒髪山や青螺山の岩場に囲まれ、シイ、カシ、アカマツなどの天然林が多く、県レッドデータブック絶滅危惧Ⅰ類種に指定されているハヤブサの生息が確認されるなど野生鳥獣の生息区域として特に重要であることから、特別保護地区に指定し、野生鳥獣の保護繁殖を図る。

2 鳥獣保護区特別保護地区の保護に関する指針

(1) 保護管理方針

区域界の主な場所に、鳥獣保護区特別保護地区であることを周知するため、標識を設置するとともに、県担当職員や鳥獣保護員が随時巡視する等して区域の管理に当たる。

また、野生鳥獣による農林作物等被害が発生した場合には、鳥獣保護計画又は特定鳥獣保護管理計画に基づく有害鳥獣捕獲制度の適正な活用により被害防止に努める。

3 鳥獣保護区特別保護地区の区域に編入しようとする土地の地目別面積及び水面の面積

総面積 56.0 ha

内訳

ア 形態別内訳

林野	56.0 ha
農耕地	— ha
水面	— ha
その他	— ha

イ 所有者別内訳

国有地	— ha
国有林	— ha
国有林以外の国有地	— ha
地方公共団体有地	1.0 ha
私有地等	55.0 ha
公有水面	— ha

ウ 他の法令（条例を含む）による規制区域

自然環境保全法による地域	— ha
自然公園法による地域	— ha
黒髪山県立自然公園	56.0 ha
文化財保護法による地域	— ha

4 指定区域における鳥獣の生息状況

(1) 当該地域の概要

ア 鳥獣保護区特別保護地区の位置

当該地域は、佐賀県の南西部に位置し黒髪山や青螺山を中心とする黒髪山鳥獣保護区内にあって、黒髪山や青螺山の東側の武雄市山内町北西端に位置している。

イ 地形、地質等

区域内には、黒髪山山頂の天童岩を初め、雄岩や雌岩、乳侍坊といった崖状に突出した岩場が多数みられ、地形の変化に富んでいる。

ウ 植物相の概要

シイやカシ、アカマツなどの天然林の中にスギ、ヒノキ等の人工林が点在している。

また、クロカミランやカネコシダなどの希少な植物が生息している。

エ 動物相の概要

鳥類では、ハヤブサ、サシバ、ハイタカなどの猛禽類のほか、ヤイロチョウ、サンコウチョウなど、県レッドデータブックに掲載されている希少な鳥が多数確認されている。

獣類では、周辺部を含めて、タヌキやイノシシなど県内の中山間部のほぼ全域で確認されるような獣類が生息している。

(2) 生息する鳥獣類

ア 鳥類

アオゲラ、アオバト、アカハラ、オシドリ、カッコウ、カルガモ、カワセミ、キジ、キジバト、キセキレイ、コガモ、コゲラ、コジュケイ、コノハズク、コルリ、サシバ、サンコウチョウ、ジョウビタキ、シロハラ、セグロセキレイ、タヒバリ、ツグミ、トビ、ハイタカ、ハクセキレイ、ハチクマ、ハヤブサ、ヒバリ、ヒヨドリ、ビンズイ、フクロウ、ホトトギス、マガモ、ミゾゴイ、ミヤマホオジロ、メジロ、モズ、ヤイロチョウ、ヤマセミ、ヤマドリ、ヨタカ、ルリビタキなど

イ 獣類

アナグマ、イノシシ、タヌキ、ノウサギ、テンなど

(3) 当該地域の農林水産物の被害状況

当該地域内に農地は無く、当該地域内での被害は生じていないが、近くに農地があり、イノシシによる被害が見られる。

5 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第32条の規定による補償に関する事項

当該区域において、鳥獣の生息及び繁殖に必要な施設を設置することにより損失を受けた者に対しては、通常生ずべき損失の補償をする。

6 施設整備に関する事項

特別保護地区用制札設置

佐賀県指定
黒髪山鳥獣保護区竜門ダム特別保護地区

再指定計画書

令和6年7月26日

佐賀県

1 鳥獣保護区特別保護地区の概要

(1) 鳥獣保護区特別保護地区の名称

黒髪山鳥獣保護区竜門ダム特別保護地区

(2) 鳥獣保護区特別保護地区の区域

西松浦郡有田町広瀬山の町道大平線の始点を起点とし、町道大平線を進み、町道広瀬山・住吉線との交点に至り、町道広瀬山・住吉線を進み、起点まで至る線で囲まれた区域(竜門ダムを周回する2つの町道で囲まれた区域(ダム管理施設を除く))

(3) 鳥獣保護区特別保護地区の存続期間

現在 平成26年11月 1日～平成36年10月31日(10年間)
今回指定 令和 6年11月 1日～令和16年10月31日(10年間)

(4) 鳥獣保護区特別保護地区の指定区分

森林鳥獣生息地の保護区

(5) 鳥獣保護区特別保護地区の指定目的

黒髪山鳥獣保護区は、県南西部に位置し、黒髪山や青螺山を中心とした森林地帯で、スギ・ヒノキの人工林のほか、シイ・カシ等の常緑樹林やアカマツ林も多く残され、多様な植生が広がっている。また、黒髪山の天童岩や雄岩雌岩等の岩場、ダムや溪谷等の水辺環境もあり、自然環境が豊かであることから、多様な野生鳥獣の生息地となっている。

特に、当該鳥獣保護区の中でも、竜門ダム周辺は、県内で有数のシイ・カシを主体とした自然林が広がっており、湖畔には鳥類の餌場や止まり木となるカエデ・ケヤキ等の落葉樹も混交している。

このような自然環境を反映して、当該区域には、佐賀県レッドリスト掲載種であるサンコウチョウやアカショウビンのほか、多くの夏鳥が飛来し、餌場や休息場所として利用するなど、森林に生息する鳥類の重要な生息地となっている。

このため、当該区域は、黒髪山鳥獣保護区の中でも特に保護を図る必要がある区域であると認められることから、特別保護地区に指定し、野生鳥獣及びその生息地の保護を図るものである。

2 鳥獣保護区特別保護地区の保護に関する指針

(1) 保護管理方針

区域界の主な場所に、特別保護地区であることを周知するため、標識を設置するとともに、県担当職員や鳥獣保護員が随時巡視する等して区域の管理に当たる。

3 鳥獣保護区特別保護地区の区域に編入しようとする土地の地目別面積及び水面の面積

総面積 17.3 ha

内訳

ア 形態別内訳

林野 - ha

農耕地 - ha

水面 16.0 ha <干潟 - ha>

その他 1.3 ha

イ 所有者別内訳

国有地 17.2 ha

国有林 - ha

国有林以外の国有地 17.2 ha <ダム 17.2 ha>

地方公共団体有地 0.1 ha

市町村有地等 0.1 ha

私有地等 - ha

公有水面 - ha

ウ 他の法令（条例を含む）による規制区域

自然環境保全法による地域 - ha

自然公園法による地域 17.3 ha

黒髪山県立自然公園 17.3 ha

第3種特別地域 17.3 ha

文化財保護法による地域 - ha

4 指定区域における鳥獣の生息状況

(1) 当該地域の概要

ア 鳥獣保護区特別保護地区の位置

黒髪山鳥獣保護区は、県南西部に位置し、黒髪山や青螺山を中心とした森林地帯で、黒髪山県立自然公園に指定されており、今回指定を計画している竜門ダム特別保護地区は、黒髪山鳥獣保護区の西側に位置している。

イ 地形、地質等

当該地域は、周辺を岩山に取り囲まれた森林地帯にある多目的ダムの水面及びその湖畔である。

ウ 植物相の概要

竜門ダム周辺は、シイ・カシ等の常緑広葉樹林、スギ・ヒノキの人工林が広がり、湖畔は多様な樹木で取り囲まれ、ダムの周回路は桜の並木道となっている。

エ 動物相の概要

佐賀県レッドリスト掲載種であるサンコウチョウやアカショウビンのほか、多くの夏鳥が飛来し、重要な野生鳥獣の生息地となっている。

(2) 生息する鳥獣類

ア 鳥類

ヒヨドリ、メジロ、ヤマガラ、シジュウカラ、カケス、カワラヒワ、キジバト、ハシボソガラス、ホオジロ、コゲラ、ハヤブサ、エナガ、オオルリ、アカショウビン、アオゲラ、カワセミ、ヤマドリ、サンコウチョウ、ハチクマ、ジョウビタキ、ハシブトガラス、トビ、シロハラ、アオジ、ツグミ、ミヤマホオジロ、カシラダカ、ノスリ、イカル、ハイタカ、コゲラ、ウソ、ウグイス、クロジなど

イ 獣類

チョウセンイタチ、イノシシ、アライグマなど

(3) 当該地域の農林水産物の被害状況

当該地域は、竜門ダム、管理用敷地及び周回路のため、農林水産物の被害はない。

5 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第32条の規定による補償に関する事項

当該区域において、鳥獣の生息及び繁殖に必要な施設を設置することにより損失を受けた者に対しては、通常生ずべき損失の補償をする。

6 施設整備に関する事項

特別保護地区用制札設置

佐賀県指定
多良岳鳥獣保護区多良岳特別保護地区

再指定計画書

令和6年7月26日

佐賀県

1 鳥獣保護区特別保護地区の概要

(1) 鳥獣保護区特別保護地区の名称

多良岳鳥獣保護区多良岳特別保護地区

(2) 鳥獣保護区特別保護地区の区域

多良岳県自然環境保全地域の区域(藤津郡太良町大字多良字多良嶽 8377 番 1 及び 8378 番並びに大字多良字経ヶ嶽 8379 番 1 の一部、8379 番 18 の一部及び 8379 番 36)

(3) 鳥獣保護区特別保護地区の存続期間

現 在 平成 26 年 11 月 1 日～平成 36 年 10 月 31 日 (10 年間)
今回指定 令和 6 年 11 月 1 日～令和 16 年 10 月 31 日 (10 年間)

(4) 鳥獣保護区特別保護地区の指定区分

森林鳥獣生息地の保護区

(5) 鳥獣保護区の指定目的

当該地域は、多良岳鳥獣保護区の南西にあって、自然性、希少性の高い天然林が存在し、県レッドデータブック絶滅危惧Ⅰ類種に指定されているオオアカゲラやヤマネのほか複数の県内希少鳥獣の生息が確認されるなど、野生鳥獣の生息地として特に重要であることから、特別保護地区に指定し、野生鳥獣の保護繁殖を図る。

2 鳥獣保護区特別保護地区の保護に関する指針

(1) 保護管理方針

区域界の主な場所に、鳥獣保護区特別保護地区であることを周知するため、標識を設置するとともに、県担当職員や鳥獣保護員が随時巡視する等して区域の管理に当たる。

また、野生鳥獣による農林作物等被害が発生した場合には、鳥獣保護計画又は特定鳥獣保護管理計画に基づく有害鳥獣捕獲制度の適正な活用により被害防止に努める。

3 鳥獣保護区特別保護地区の区域に編入しようとする土地の地目別面積及び水面の面積

総面積 1 2 3. 0 ha

内訳

ア 形態別内訳

林 野	1 2 3. 0 ha
農耕地	— ha
水 面	— ha
その他	— ha

イ 所有者別内訳

国有地	— ha
国有林	— ha
国有林以外の国有地	— ha
地方公共団体有地	1 2 3. 0 ha
私有地等	— ha
公有水面	— ha

ウ 他の法令（条例を含む）による規制区域

自然環境保全法による地域	— ha
自然公園法による地域	1 2 3. 0 ha
多良岳県立自然公園	1 2 3. 0 ha
文化財保護法による地域	— ha

4 指定区域における鳥獣の生息状況

(1) 当該地域の概要

ア 鳥獣保護区特別保護地区の位置

当該地区は、佐賀県西南端の長崎県境に位置する多良岳鳥獣保護区内にあり、標高996mの多良岳山頂周辺の佐賀県側の区域である。

イ 地形、地質等

区域のほとんどが比較的急な斜面となっており、表層地質は第三期層の上に堆積した主として安山岩質の火山性堆積物から構成されている。

ウ 植物相の概要

多良岳山頂付近ではアカガシーミヤマシキミ群生が見られ、他にもケヤキ群落やコハウチワカエデーケクロモジ群落のほか、ヒメシヤラ、ヤシヤブシといった夏緑広葉樹林が見られる。

エ 動物相の概要

鳥類では、県レッドデータブック絶滅危惧Ⅰ類種に指定されているオオアカゲラやヤイロチョウを初め、オオタカ、サシバ、サンコウチョウなどの県レッドデータブックに掲載されている鳥が多数生息している。

獣類では、県レッドデータブック絶滅危惧Ⅰ類種に指定されているヤマネの生息が確認されているほか、周辺部を含めてタヌキやイノシシなど県内の中山間部のほぼ全域で確認されるような獣類が生息している。

(2) 生息する鳥獣類

ア 鳥類

アオゲラ、アオジ、アオバズク、アオバト、アカハラ、アカショウビン、エナガ、オオタカ、オオルリ、オシドリ、カケス、カシラダカ、カッコウ、クイタダキ、キビタキ、キレンジャク、クロジ、クロツグミ、コゲラ、コサメビタキ、サシバ、サンコウチョウ、シジュウカラ、ジュウイチ、ジョウビタキ、シロハラ、セグロカッコウ、セッカ、センダイムシクイ、タヒバリ、ツグミ、ツツドリ、ツバメ、トラツグミ、ハクセキレイ、ハシブトガラス、ヒヨドリ、ヒレンジャク、ビンズイ、ホトトギス、マガモ、ミヤマホオジロ、ヤイロチョウ、ヤブサメ、ヨタカ、リュウキュウサンショウクイ、ルリビタキなど

イ 獣類

アナグマ、イノシシ、キツネ、タヌキ、ヤマネなど

(3) 当該地域の農林水産物の被害状況

当該地域内に農地は無く、当該地域内での被害は生じていない。

5 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第32条の規定による補償に関する事項

当該区域において、鳥獣の生息及び繁殖に必要な施設を設置することにより損失を受けた者に対しては、通常生ずべき損失の補償をする。

6 施設整備に関する事項

特別保護地区用制札設置



黒髪山特別保護地区

竜門ダム特別保護地区

多良岳特別保護地区

書面議決書

令和6年9月26日開催の佐賀県環境審議会鳥獣部会において提出された議案について、下記のとおり書面をもって議決権を行使します。

記

議案 1

佐賀県環境審議会鳥獣部会部会長の選任について

- ・同意する
- ・同意しない(別添推薦書のとおり)

議案 2

黒髪山鳥獣保護区黒髪山特別保護地区の指定について

- ・同意する
- ・同意しない

黒髪山鳥獣保護区竜門ダム特別保護地区の指定について

- ・同意する
- ・同意しない

多良岳鳥獣保護区多良岳特別保護地区の指定について

- ・同意する
- ・同意しない

令和6年(2024年) 月 日

佐賀県環境審議会鳥獣部会

委員

⑩